

今回の調査研究においては、以下の3つの調査研究を並行して実施した。

- (1) 「子どもの権利保障に関する調査」
- (2) 「児童相談所における施設紹介に関する調査」
- (3) 「情報提供に関するヒアリング調査」

(1) 「子どもの権利保障に関する調査」

この調査においては、児童養護施設利用者に対する情報提供、施設利用者や地域住民に対する情報開示・情報公開、各施設における施設利用者の権利擁護の取り組みについて、全国児童養護施設協議会協議委員（正副会長を含む）のうち、学識関係者を除く62名を調査対象として、質問紙を用いた郵送調査を実施した。

(2) 「児童相談所における施設紹介に関する調査」

この調査においては、児童福祉施設等への措置を検討するに際し、(1)児童本人や児童の保護者等に対し、現在どのような情報提供が行われているのか、(2)今後どのように情報提供が行われるべきかについて、各児童相談所のベテラン児童福祉司の考え方を調査するために、各都道府県・政令指定都市の中央児童相談所に属するベテラン児童福祉司59名を調査対象として、質問紙を用いた郵送調査を実施した。

(3) 「情報提供に関するヒアリング調査」

この調査においては、児童相談所における措置決定過程等において、児童福祉司等がどのような情報提供を行っているのかについて、一定の条件に合致する入所措置ケースを21ケース選定した上で、それぞれのケースごとに、1)児童福祉司、2)児童本人、3)児童

の保護者、4)入所した施設の長の各々が若しくは各々に対し、どのような情報提供を行ったり、情報提供を受けたのかについて面接法に基づくヒアリング調査を実施した。

(1)～(3)の各調査の結果は以下に示す通りである。

↓ 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用 ↓
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります

今回の調査研究においては、以下の3つの調査研究を並行して実施した。

- (1) 「子どもの権利保障に関する調査」
- (2) 「児童相談所における施設紹介に関する調査」
- (3) 「情報提供に関するヒアリング調査」